

第I部 平成20年度における委員会活動の状況

第1章 委員・特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業及び電波の利用に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする以下の5名の委員が任命されており、平成20年度中に異動はなかった。

【委員】

平成21年4月1日現在

氏名	職業	任命日
たつ おか すけ あき 龍岡 資晃 (委員長)	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授 (元福岡高等裁判所長官)	平成19年11月30日再任 (第1期：平成19年6月20日 ～平成19年11月29日)
さか にわ こう いち 坂庭 好一 (委員長代理)	東京工業大学大学院理工 学研究科教授	平成19年11月30日新任
お ぼた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究 科教授	平成19年11月30日新任
とみ さわ この み 富沢 木実	法政大学大学院政策創造 研究科兼任講師	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成16年11月29日) (第2期：平成16年11月30日 ～平成19年11月29日)
ふち がみ れい こ 渕上 玲子	弁護士	平成19年11月30日新任

2 特別委員の任命

委員会には、委員の他に、専門的な案件や多数の事案が発生した場合等に備え、総務大臣が任命する特別委員を置き、あっせん・仲裁の手續に参与させることになっている（電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

平成19年11月30日に総務大臣より法律、経済・会計、通信工学を専門分野とする、以下の8名の特別委員が任命されており、平成20年度中に異動はなかった。

【特別委員】

平成21年4月1日現在

氏名	職業	任命日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成19年11月30日新任
しら い ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成19年11月30日新任
せ ぎき かおる 瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
てら ざわ ゆき ひろ 寺澤 幸裕	弁護士	平成19年11月30日新任
は せ べ ゆき こ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院 法務研究科（法科大学院） 教授	平成19年11月30日再任 (第1期：平成13年11月30日 ～平成15年11月29日) (第2期：平成15年11月30日 ～平成17年11月29日) (第3期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)
ひ ぐち かず お 樋口 一夫	弁護士	平成19年11月30日再任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日)

もり 森	ゆみこ 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成19年11月30日新任
わかばやし 若林	ありさ 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成19年11月30日新任

なお、委員会発足以来、これまでに退任した委員及び特別委員は、【資料1】のとおりである。

第2章 委員会の開催状況

平成20年度、次のとおり7回の委員会を開催した。

【委員会の開催状況（平成20年度）】

会合	日付	議事等	開催模様
第89回	平成20年 4月25日	1 平成19年度年次報告 (案)の審議 2 次世代ネットワークに係 る接続ルール等について(総 合通信基盤局からの説明) 3 携帯電話プラットフォームの研 究(京都大学大学院経 済学研究科 依田高典教授 からの説明) 4 その他	 依田高典教授の説明模様
第90回	平成20年 6月17日	1 電波政策の動向について (総合通信基盤局からの説 明) 2 無線局の開設等に係るあ っせん・仲裁制度に関する 周知について 3 その他 4 「電気通信事業者」相談窓 口に寄せられた最近の主な 相談事例	 富永電波政策課長 の説明模様
第91回	平成20年 7月29日	施設視察 ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株) (ブロードバンド等固定 通信設備、携帯電話設 備)	 委員会の模様

第 I 部 平成20年度における委員会活動の状況

会合	日付	議事等	開催模様
第92回	平成20年 10月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1 鳩山総務大臣挨拶 2 電気通信事業分野における競争状況の評価2007の概要等（総合通信基盤局からの説明） 3 市場支配的事業者に対する競争法による規制 プライスクイーズの事例を手がかりにして（若林特別委員からの説明） 4 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂について 5 その他 	 <p>若林特別委員 の説明模様</p>
第93回	平成20年 11月28日	<ol style="list-style-type: none"> 1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) イー・アクセス(株)及びイー・モバイル(株) (2) 日本通信(株) (3) UQコミュニケーションズ(株) 2 その他 	 <p>委員会の模様</p>
第94回	平成21年 1月26日	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブロードバンド政策の最近の動向（総合通信基盤局からの説明） 2 その他 3 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について <ol style="list-style-type: none"> (1) (社)テレコムサービス協会 (2) (社)日本インターネットプロバイダー協会 4 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例 	 <p>委員会の模様</p>

会合	日付	議事等	開催模様
第95回	平成21年 3月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 アンバンドル問題：再考 （慶應義塾大学経済学部 田中辰雄准教授からの説明） 2 裁判外紛争解決手続の規律 （長谷部特別委員からの説明） 3 平成20年度年次報告 （案）の審議 4 その他 	 <p>長谷部特別委員 の説明模様</p>

なお、第1回からこれまでの委員会の開催状況は、【資料2】のとおりである。

第3章 委員会の所掌事務の拡大等

平成20年4月1日に、委員会は無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の運用を開始した。また、無線局の免許人等と運用者との間の紛争が電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象に追加されるとともに、総務大臣による業務改善命令発動に際し、委員会に諮問される事例が拡大された。

平成20年10月1日には、フェムトセル基地局の運用に係る紛争についても電気通信事業法に基づくあっせん・仲裁制度の対象となった。

1 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度の開始

放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）により電波法（昭和25年法律第131号）が改正され、周波数のひっ迫による無線局の開設希望者等と既存無線局の免許人等との間の調整が長期化する事例があることを踏まえ、両者間で行う混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約の締結の協議に関し生じた紛争について、委員会によるあっせん及び仲裁制度が設けられた（同法第27条の35及び第27条の36）。

<p>【従来の制度】</p> <p>新設基地局Aの発射電波が、既存基地局Bの通信を妨害 →Aの開設は不可、又は、A・B間で長期間かけて調整。</p> <p>【新制度】</p> <p>電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、Aからの妨害がないよう、Bを改造。 →Aの開設が可能。A、Bともに、電波の利用が可能。</p>	
---	--

2 無線局の免許人等と運用者との間の紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

また、同じく電波法の改正により、登録制対象の無線局（PHS用小型基地局等）等について、一定の要件の下で、免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）以外の者が設備の貸与等を受けて無線局を運用できる制度が創設された（同法第70条の7及び第70条の9）。

これに併せて、免許人等と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象に新たに加えられた（電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第54条の2第4号）。

3 総務大臣から諮問される事例の拡大

放送法等の一部を改正する法律では、電気通信事業法も改正され、総務大臣が「電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため」、電気通信役務が安定的かつ継続的に提供されなくなるなど「電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき」に該当すると認める場合には、利用者の利益が現に阻害されていなくても業務改善命令を発動できるようになった（電気通信事業法第29条第1項第12号）。

この業務改善命令を発動するに当たっては、当委員会への諮問が必要とされており（同法第160条）、本改正に伴い、総務大臣から諮問される事例が拡大された。

4 フェムトセル基地局の運用に係る紛争をあっせん・仲裁の対象に追加

高層ビル、マンション、住宅内や地下街等、免許人の立入りが困難な場所での携帯電話の不感エリア解消が課題となっていることを受け、電波法の一部を改正する法律（平成20年法律第50号）により、電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局（フェムトセル基地局等）について、一定の要件の下で、免許人以外の者（ビル管理者、再販事業者、利用者等）が当該無線局の簡易な操作による運用を行える制度が創設された（電波法第70条の8）。

これに伴い、フェムトセル基地局等の免許人と実際の運用者との間の無線局の運用に係る契約に関する紛争（双方が電気通信事業者の場合）についても、電気通信事業法に基づくあっせん及び仲裁の対象となった（電気通信事業法施行規則第54条の2第4号）。

第4章 委員会の機能強化に向けた取組

委員会が紛争を処理する電気通信分野は、光ファイバの利用拡大、無線ブロードバンドの進展、NGNの商用化など、急速に変化し続けており、委員会が適切に紛争処理機能を果たすためには、電気通信分野の変化の状況を的確に把握しておく必要がある。

また、委員会が発足して7年が経過し、委員会の存在はかなり認知されるようになってきているが、まだ、委員会を知らない事業者や、存在を知っていても最近の活動状況や具体的な手続等は十分理解していない事業者もいると考えられる。

このような問題意識から、平成20年度において、委員会が今後十分に機能を発揮できるよう、紛争処理に関する情報収集、委員会の認知度・利便性向上に向けた取組を行った。

1 紛争処理に関する情報収集

(1) 委員会における有識者及び政策担当者からのヒアリング

ア 平成20年4月25日 第89回委員会

(7) 総合通信基盤局から「次世代ネットワークに係る接続ルール等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① NTT東西の次世代ネットワーク（NGN）に係る接続ルールについて
 - ・NGN及びひかり電話網を、第一種指定電気通信設備に指定
 - ・フレッツサービス、ひかり電話など既存サービスを提供するための機能はアンバンドル
 - ・NGNのフレッツサービス等の接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からであるため、少なくとも2009年度接続料までは、将来原価方式で算定。ただし、2008年度接続料等については、既存サービスと同様のサービスの接続料をそのまま適用するなどの暫定措置を認める。
 - ・2008年度以降の加入光ファイバ接続料について、NTTは他事業者分の需要予測の見直しを行い、接続料の低廉化を図る。また、競争事業者はOSU共用に積極的に取り組む。
- ② 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」の改定について
 - ・日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定を反映
 - ・MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口の設置・公表、MNOがMVNOから聴取できる事業計画の基準を明記 など

(イ) 京都大学大学院経済学研究科依田高典教授から「携帯電話プラットフォームの研究等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① **携帯電話市場とプラットフォーム機能**
 - ・携帯電話のプラットフォームに起因するポータビリティが加入者の選択行動に与える影響を計量的に把握
 - ・携帯利用者は、メールアドレス・音楽コンテンツ・ゲーム・アプリケーション、携帯端末などのポータビリティに対して、合計すれば2,000円を超えるWTP (willingness to pay, 支払意志額) をもつ。
また、音楽配信サービスのプラットフォームのWTPは、1曲当たり100～200円である。
 - ・消費者には、プラットフォームのオープン化によって実現する多様で低廉なサービスへの選好と、ネットワーク・プラットフォーム・サービスの統合によって実現するセキュリティと簡便さへの選好というトレードオフが存在している(プラットフォームのジレンマ)。
 - ・プラットフォームのジレンマを克服するために、一方でプラットフォームの多様な組合せが可能であり、他方でバンドル・サービスが提供可能でもある柔軟なビジネスモデルが実現できる環境が必要。
- ② **ブロードバンド、マイグレーション、そしてロックイン**
 - ・ADSLから光へというマイグレーションに伴い、NTTのドミナンス性が高まっている。また、隣接する市場支配力の波及効果として、NTTドコモ3G利用者のNTTの東西のFTTH利用度が高い。
 - ・デジタル・ディバイドに関する二つの通説(「光IP網の敷設は費用が高く、地方まで敷設できない」、「高齢者の多い地方では高速インターネット需要は小さいので、FTTHは必要ない」)は誤り。

イ 平成20年6月17日 第90回委員会

総合通信基盤局から「電波政策の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① **電波利用システムの高度化への取組**
 - ・3.9世代携帯電話は、2010年頃の商用化に向けた取組が活発化。LTEを採用予定の事業者が多い。総務省では、2008年内を目途に技術的条件を策定。
 - ・第4世代携帯電話は、2011年頃を目指してITUで標準化作業が進められている。
- ② **電波利用システムの導入の推進**
 - ・広帯域移動無線アクセスシステムの免許は、全国バンドとして全国単位で電気通信事業者2社に30MHzずつ周波数を割当て、地域バンドとして原則市町村単位でCATV事業者などに10MHzずつ周波数を割り当てる。全国バンドの事業者には、MVNOによる無線設備の利用促進のための計画の策定を義務付け。
- ③ **その他、周波数の再編、電波法制の見直し、「ユビキタス特区」の創設等**

ウ 平成20年10月31日 第92回委員会

(7) 総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2007の概要等」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

① 定点的評価の評価結果

・通信市場はいずれの市場も高度に寡占的。特に、固定電話（加入）、FTTH、専用サービスの市場集中度が高い。これらの市場では、NTTグループのシェアがいずれも6割を超えており、NTTグループの存在感が圧倒的。

なお、NTTグループのシェアは、固定電話（加入）、中継電話、携帯電話・PHS及びADSLを除く全ての市場で上昇傾向。

・固定電話（加入）、中継電話、携帯・PHS、ADSL、FTTH及び専用サービスの各市場において、NTT系の事業者に単独の市場支配力が存在するが、規制の存在等により、市場支配力の行使が概ね抑止されている。

② 戦略的評価の評価結果

・プラットフォーム機能が競争に及ぼす影響を評価した結果、ポータブルなメールアドレスやコンテンツのポータビリティ、契約のポータビリティ等の実現により事業者間の乗換えコストを低下させることが可能と認められた。

・事業者間取引が競争に及ぼす影響を評価した結果、NTT東西のシェアが、卸ブロードバンドサービス市場及び卸ADSLサービス市場の卸売シェアを除く全ての画定した市場・部分市場において50%を上回る高い水準にあると認められた。

③ MVNO及びモバイルWiMAXに関する状況

(4) 若林特別委員から「市場支配的事業者に対する競争法による規制」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

・現在、各国で競争法による「排除行為」の規制について議論されている。「排除行為」は全てが問題なのではなく、良質廉価な商品・サービスの提供による競争者の排除は競争法の目的とむしろ合致し禁止されない。独禁法で禁止される排除は、人為的な行為による排除、効率性に基かない排除である。

・プライスキューズを例にとり、市場支配的事業者の行う排除行為に対する競争法による規制について、日・米・EUの状況を説明。

・プライスキューズとは、垂直に統合した事業者が川上市場と川下市場における商品・サービスの価格料金を、川下市場における事業者がその垂直統合事業者自身と競争できないような幅に設定すること。

・我が国では、平成19年に公正取引委員会がNTT東日本のFTTHサービスに対して行った審決は、プライスキューズにより規制した事例であるとも言われる。EU及び米国でも、プライスキューズを認めた判決があるが、上訴され継続審理中（報告時）。

・プライスキューズについて、規制自体行うべきなのか、また、どのような基準によって規制すべきなのかについて、各国ははっきりした結論が出ていない。米国ではプライスキューズによる規制に慎重であるべきとする研究者もおり、研究者の意見も分かれている。

エ 平成21年1月26日 第94回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド政策の最近の動向」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ① **ブロードバンド化の進展状況**
 - ・平成20年6月末に光ファイバの加入契約数がDSLの加入契約数を上回った。
 - ・携帯電話が1億1千万契約程度まで増えている。
- ② **「新競争促進プログラム2010」に基づく政策検討**
 - ・通信プラットフォーム研究会、インターネット政策懇談会、電気通信サービス利用者懇談会において検討。
- ③ **電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について**
 - ・モバイル市場の公正競争環境の整備等の接続ルールの在り方について、2月下旬に情報通信審議会に諮問する予定。

オ 平成21年3月25日 第95回委員会

(7) 慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授から「アンバンドル問題:再考」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・アンバンドルの賛成論は、参入促進論であり、設備を敷設しなくても参入ができるため、サービスのレベルにおける競争が進み、消費者の利便性が増し、普及率が伸びるというもの。反対論は、大きな主張としては投資誘因阻害論であり、設備を敷設しなくても同じ条件でサービスを提供できるのであれば、設備を敷設する企業はいなくなるというもの。
- ・日本のADSL普及の定量的な推定では、アンバンドル政策により毎月の新規ユーザ数を6万人程度増やしたことになり、日本におけるADSLでのアンバンドル政策は、効果があったと言える。
- ・アメリカは、アンバンドル政策を廃止し、設備ベースの競争をめざしたが、アメリカではADSLサービスの開始に回線の品質のチェックや修繕、中継局の設置などの設備投資が必要であったという事情があった。韓国は、アンバンドル政策をしないでADSLが普及したが、かなりの人がソウルの巨大集合住宅に住んでおり、ADSL事業者が1本の回線を引けば、一挙に数千世帯に引けるという事情があった。
- ・各国は、一見すると違う政策をとっているが、その背後には国別の事情があったという理解が妥当であると思われる。
- ・光ファイバの場合、これから敷設するため、誰でも投資できるので、理論的にはアンバンドルが不要となるが、光ファイバを誰でも敷設できるかというところでもないという反論がある。特に、既に管路を持っているNTTや電力会社以外が管路を新たに確保するのは大変ではないかという主張である。
- ・アンバンドルがブロードバンド、光ファイバを普及させるかどうかについて、国によって結果が異なるため、最適水準仮説を考えた。アンバンドルを連続量としてとらえ、アンバンドル度を連続的に変えていくと、メリットとデメリットが交錯し、どこかに最適点がある。日本のアンバンドルの程度は、NTTにとっても先に投資した方が有利になるが、既存業者にとっても借りられないわけではない価格になっていたという、微妙なところがあったのではないか。

(イ) 長谷部特別委員から「裁判外紛争解決手続の規律」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・実定法において、ADRについてどのような事項が規律され、どのような事項がADR手続実施者の創意工夫にゆだねられているか、手続実施者は、ADRの手続を進めるに当たりどのような考え方で臨むのがよいかについて検討することが、本報告の目的である。
- ・電気通信事業紛争処理委員会の場合、実定法による規律として、特別委員の専門性の確保、手続の非公開、紛争当事者と利害関係を有する委員等についてのおっせん委員又は仲裁委員の指名の欠格などが規定されている。他方、手続の実施の在り方については、詳細な規定はない。
- ・手続実施者はいかなる考え方にもとづいてADRの手続を進めていくべきかについては議論があり、「評価的アプローチ」と「促進的アプローチ」の二つの考え方がある。
- ・「評価的アプローチ」のもとでは、手続実施者は、訴訟になった場合の結果予測に基づいて問題点を指摘し、互譲にかなうような議論を両当事者に対して積極的に求める。手続実施者が法的判断や意見を示し、個別面談方式で行うことが多くなる。これに対し「促進的アプローチ」のもとでは、手続実施者は、紛争当事者による主体的、自主的な紛争解決を尊重し、当事者自ら創造的な紛争解決を見出すように求める。手続実施者は、実定法に基づく解釈、意見を提示することはせず、原則として対席方式で行うことになる。
- ・「評価的アプローチ」はアメリカ合衆国で有力な考え方であり、わが国においても、研究者・実務家の間で広く受け入れられているが、「促進的アプローチ」を原則にするにしても、当事者間に交渉力の格差がある場合、法的な助言を全くしないということはよい結果をもたらさないとされるなど、「促進的アプローチ」を徹底することには問題があることも考慮されなければならない。

(2) 委員会における電気通信事業者及び事業者団体からのヒアリング

平成20年度は電気通信事業者及び事業者団体から、直接ヒアリングを行い、事業者間協議等の具体的な状況の把握に努めた。

ア 平成20年11月28日 第93回委員会

イー・アクセス株式会社、イー・モバイル株式会社、日本通信株式会社及びUQコミュニケーションズ株式会社から最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

イ 平成21年1月26日 第94回委員会

社団法人テレコムサービス協会及び社団法人日本インターネットプロバイダー協会から最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について説明を受け、その後意見交換を行った。

(3) 委員会における施設視察等

平成20年7月29日 第91回委員会

ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社の東京第一ネットワークセンターの施設視察を行うとともに、両社より通信サービス、無線局開設時の干渉防止の調整状況の概要説明を受けた。

(4) 基礎資料の整備

今後の紛争処理に役立つ基礎資料として「電気通信の現状」【資料3】、電気通信紛争処理用語集【資料4】を改定し、委員会ウェブサイトにおいて公開した。

また、諸外国の紛争処理に関し、平成17年4月に作成した「諸外国の紛争処理制度の比較」以降の状況の変化や主な紛争処理事例について、インターネット上に公表されている資料に基づき調査し、「諸外国（EU、英、仏、米、韓）における電気通信事業者間の紛争処理の状況～紛争処理制度及び主な事例～」を作成し、委員会ウェブサイトに掲載した。

2 委員会の認知度・利便性向上に向けた取組

(1) 無線局紛争処理マニュアル、パンフレットの作成及び配付

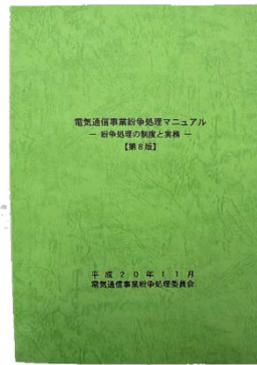
平成20年4月1日に開始した、委員会による無線局の開設等に係る新たなあっせん・仲裁制度の周知等のため、「無線局紛争処理マニュアル」及びパンフレット【資料5】を作成し、関係事業者等に配付するとともに、委員会ウェブサイトに掲載した。

(2) 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

従前のマニュアルに最近の諮問事案の追加や関係資料の現行化等を行うため、平成20年11月に「電気通信事業紛争処理マニュアルー紛争処理の制度と実務ー【第8版】」を作成し、電気通信事業者等に配付するとともに委員会ウェブサイトにおいて公開した。今回の改訂においては、利便性の向上のため、経緯や結果も含めた事例の一覧化、「『電気通信事業者』相談窓口」に寄せられた相談等」や用語解説の追加なども行った。



無線局紛争処理マニュアル



電気通信事業紛争処理
マニュアル(第8版)

(3) 委員会パンフレットの作成及び配付

従前の委員会パンフレットに無線局の開設等に係る新たなあっせん制度などの内容を追加した広報用パンフレットを作成し、電気通信事業者、総合通信局等に配付した【資料6】。

(4) 委員会ウェブサイトの刷新・改善等

平成20年4月1日に委員会ウェブサイトを全面的に刷新したが、その後も、内容に即して紛争処理事例を探しやすくするため、内容別一覧【資料7】を追加したほか、アクセシビリティの向上(読み上げソフト対応、文字サイズの変更)、Q&Aや相談事例の追加などの改善を行った【資料8】。また、英文サイトの現行化、総務省メールマガジン及び専門誌による委員会の紹介を行った。

(追加したQ&Aの例)

Q あっせんや仲裁を行った後に相手との関係が悪化することを懸念しています。あっせんや仲裁を申請したことで、相手から接続を拒否されたり不当な扱いを受けることはありませんか。

A 合理的な理由がなく特定の事業者に限って接続、共用又は卸電気通信役務の提供の条件に差異を設けたり、接続等を拒否すると業務改善命令の対象となる可能性があります。合理的な理由なく接続を拒否された場合等には「電気通信事業者」相談窓口にご相談ください。

(5) 地方における業務説明会の実施

平成20年11月から平成21年2月までの間に、全国10箇所にと事務局職員を派遣し、当委員会の活動の周知、過去の紛争処理事例の紹介及び事業

者からの相談への対応を行った。説明会は、総合通信局と連携して実施し、全国合計で約380人が参加した。

【地方説明会の実施結果】

開催地	実施日	会場
札幌市	平成 21 年 2 月 19 日	北海道総合通信局会議室
仙台市	平成 21 年 2 月 6 日	東北総合通信局会議室
東京都	平成 21 年 2 月 20 日	メルパルク東京（港区）
長野市	平成 21 年 2 月 17 日	長野市生涯学習センター
金沢市	平成 21 年 1 月 27 日	石川県立生涯学習センター
名古屋市	平成 20 年 11 月 5 日	東海総合通信局会議室
大阪市	平成 20 年 11 月 13 日	大阪合同庁舎第一号館
広島市	平成 21 年 2 月 20 日	中国総合通信局会議室
松山市	平成 20 年 12 月 16 日	四国総合通信局会議室
熊本市	平成 20 年 12 月 10 日	熊本合同庁舎講堂



説明会の模様



事業者からの相談対応の模様

(6) 電気通信事業者等へのアンケートの実施

上記の地方における業務説明に併せ、説明会参加者を対象としたアンケートを実施した（有効回答224名（165社））。

アンケート結果では、「これまで電気通信事業紛争処理委員会のことを御存知でしたか。」との問いに「はい」と回答した人は約4割¹に止まり、まだ委員会を知らない説明会参加者も多かったことから、地方説明会が委員会の周知に一定の効果があつたことが分かった。また、委員会を知っていると答えた人に「どのような方法で知りましたか。」と尋ねたところ「事業者団体経由」と答えた人が最も多かった。

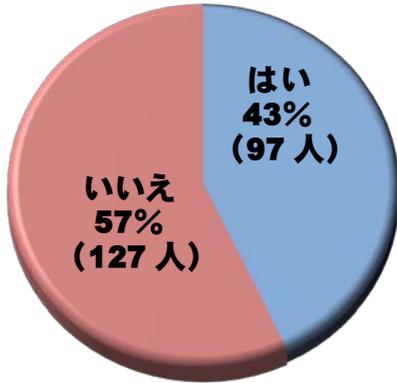
「御社と他の電気通信事業者又は無線局の免許人との間で現在、協議が難航していることはありますか。」との問いには「ある」と答えた事業者が7%（12社）おり、具体的な事案としては「接続に必要な装置の設置・工事・保守、土地・建物・電柱の利用、情報の提供」（58%（7社））が多かった。

また、協議難航中の案件を抱える12の事業者に「その事項について、委員会のあっせん又は仲裁の申請をするお考えはありますか。」と尋ねたところ、25%（3社）が「検討中」と回答があつたが、75%（9社）は「いいえ」と回答。あっせん等を申請しない理由として「協議の相手方との関係の悪化を懸念している。」（56%（5社））を挙げる事業者が多かった。

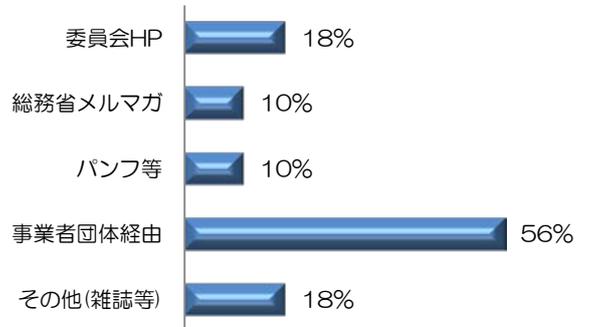
¹ 昨年度各種事業者団体を通じて実施した「電気通信事業者へのアンケート」では、約7割の電気通信事業者が「委員会を知っている」と回答しているが、今回のアンケートでは対象者が説明会参加者であるため、説明会参加者の個人的な認知に依存する回答となっている。

電気通信事業紛争処理委員会に関するアンケート結果

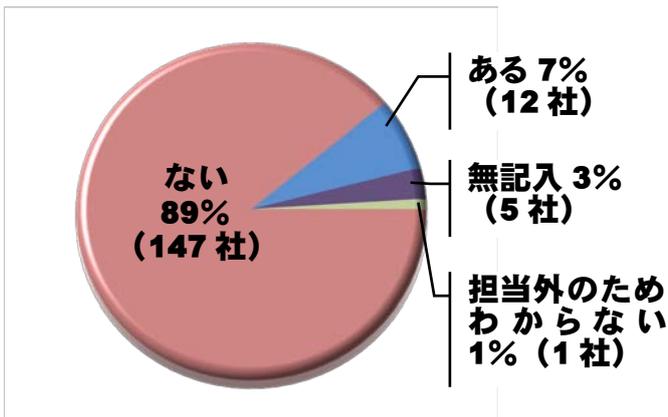
問1 委員会を知っていたか。



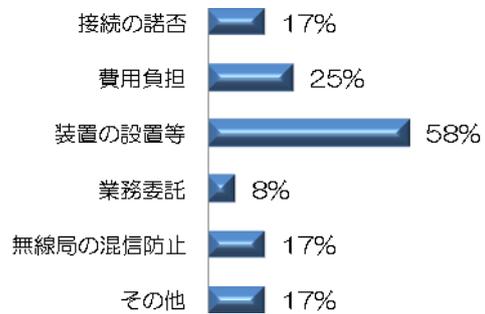
問2 問1で「はい」と回答した場合、どのような方法で知ったか。



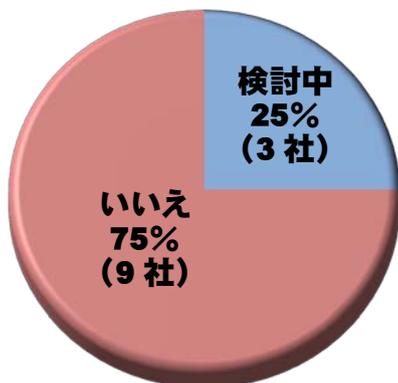
問3 協議難航中の事案はあるか。



問4 問3で「ある」と回答した場合、どのような事案について協議が難航しているのか。(複数回答含む)



問5 問3で「ある」と回答した場合、あっせん等を行う考えはあるか。



問6 問5で「いいえ」と回答した場合、なぜあっせん等を行う考えがないのか。(複数回答含む)

